

# CLAIR REPORT No.505

## 英国の高齢者認知症施策におけるチャリティ団体の役割

Clair Report No.505 (October 28, 2020)

(一財)自治体国際化協会 ロンドン事務所

## はじめに

現在日本は、超高齢社会に突入しており、世界で最も高齢化が進んでいる国である。日本政府は、2019年6月に「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症の「予防」、または認知症との「共生」という2つを柱として「認知症に優しい地域づくり」に向けた新たな目標を設定したところである。本大綱の推進には、地方自治体による施策だけでなく、家族、医療・介護従事者、地域コミュニティ等が一丸となり、協力体制を作ることが必要不可欠である。

他方、英国においても高齢化社会への潮流と認知症対策は同様の課題ととらえられており、特に高齢化に伴う認知症有病者の数は増加の一途を辿るとみられる。医療分野においては、国民保健サービス（National Health Service、以下NHS）が存在するが、国の財政難や歴史的に繰り返されてきた組織改編により、全国一律のサービスの提供が難しく、様々な地域格差が存在しているのが現状である。一方、公的介護サービスの実施管理は、地方自治体が担うこととなっており、医療分野と同様、厳しい財政状況に悩まされている。

そのような中、英国には、高齢者福祉および認知症対策に関わる数多くのチャリティ団体が存在している。国家戦略の一翼を担う大規模チャリティから、きめ細かなサービスを行う地域のチャリティ団体までさまざまである。自治体の中には、認知症対策事業の一部をチャリティへ委託したり、またそれらを活用したパートナーシップを形成したりする事例も数多くあり、地域コミュニティの中でより合理的で持続可能な事業の実施を模索しているところである。

本レポートは、高齢者認知症対策、とりわけ「認知症に優しい地域づくり」を目指す英国におけるチャリティ団体の役割、及び行政等との連携を行っている好事例を取りまとめたものである。今後、我が国の地方自治体による取組の一助となれば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会 ロンドン事務所長

概要 .....	4
第1章 日本の超高齢社会と認知症対策 .....	5
第1節 認知症高齢者を取り巻く現状 .....	5
第2節 新オレンジプランと認知症施策推進大綱 .....	5
1 これまでの認知症施策経緯 .....	5
2 新オレンジプランから認知症施策推進大綱まで .....	7
第2章 英国の高齢社会と認知症対策 .....	9
第1節 認知症高齢者を取り巻く現状 .....	9
第2節 英国の認知症国家戦略と認知症フレンズ .....	11
1 英国における認知症国家戦略の歴史 .....	11
2 首相の認知症への挑戦 2020 (Prime Minister's Challenge on Dementia2020) .....	13
3 認知症フレンズ .....	14
第3章 英国におけるチャリティ団体 .....	15
第1節 チャリティ団体の設立 .....	15
1 チャリティ委員会への登録義務 .....	15
2 チャリティ団体の設立手順 .....	16
3 チャリティ団体の現状 .....	17
第2節 日本との制度比較 .....	17
第3節 市民社会戦略 (Civil Society Strategy) の策定 .....	18
第4章 「認知症に優しい地域づくり」に向けたパートナーシップ .....	20
第1節 認知症行動同盟 (Dementia Action Alliance) について .....	20
第2節 ケーススタディ (ノース・ヨークシャーの事例) .....	20
1 地理的背景 .....	20
2 自治体における高齢者福祉サービス .....	21
3 公的機関とチャリティ団体の連携事例 .....	23
4 地域のチャリティ団体の活動事例 .....	26
第5章 「スポーティング・メモリーズ」の活動事例 .....	29

1	コンセプト .....	29
2	サンドハーストクラブの事例（地域交流活動） .....	29
3	第一回全国大会 .....	32
4	ロンドンオリンピックのレガシー .....	33
	おわりに .....	34

## 概要

認知症対策に要する費用の増大が見込まれる中、英国政府は 2009 年に認知症対策として 5 か年計画の国家戦略を発表し、2015 年には国家戦略の新たな首相方針「Prime Minister's Challenge on Dementia 2020」を策定した。そこでは、日本と同様に「支援方法を理解するコミュニティ、認知症に優しい地域づくり」が重要視されている。しかし、英国においてより顕著であるのは、認知症対策において、政府や地方自治体等との連携のもと、チャリティ団体がイニシアチブをとりながら事業を展開することで、地域づくりに大きな役割を果たしているという点である。本レポートでは、こうしたチャリティ団体の活動内容や行政等との連携事例を紹介しながら、認知症対策における地域を挙げた取組について考察する。

第 1 章および第 2 章においては、日本と英国の高齢化と認知症の現状、各国が掲げている認知症対策について概観し、第 3 章では、英国におけるチャリティ団体の概要と現状を紹介している。そして、第 4 章においては、イングランドにおける「認知症に優しい地域づくり」に向けたチャリティ団体との連携事例を紹介する。最後に第 5 章においては、スポーツを通じた回想活動を高齢者の交流活動に活用しているチャリティ団体を紹介する。

なお、本レポートにおいては、とりわけ高齢者の認知症施策におけるチャリティ団体を活用した地域づくりに焦点を当てて論じる。

## 第1章 日本の超高齢社会と認知症対策

### 第1節 認知症高齢者を取り巻く現状

日本における人口はすでに減少に転じており、高齢化率が上昇している。2019年（令和元年）版高齢社会白書（内閣府）<sup>1</sup>によると、総人口に占める65歳以上人口の割合は、2018年10月1日時点で28.1%であるが、高齢化率は更に上昇を続け、2036年には33.3%（3人に1人）となると予測されている。世界的にみても、日本は、もっとも高齢化が進んでいる国の1つである。

また、2017年（平成29年）版同白書<sup>2</sup>によると、65歳以上の認知症有病者の推定人数は、2012年時点で約462万人（15%、7人に1人）であったものが、各年齢の有病率が上昇した場合、2020年は約631万人（17.5%、6人に1人）、2025年には730万人（20%、5人に1人）に到達すると予測されている。したがって、高齢者における認知症有病者はすでに珍しい存在ではなくなり、認知症高齢者を支える介護者、医療・福祉従事者にも一層の負担がかかることになる。

さらに、介護者の現状として、要介護者等からみた主な介護者の続柄のうち、6割弱が同居者であること、加えて男女ともにその7割が60歳以上であることから、家庭内における老老介護の現状が見て取れる。

一方で、60歳以上の高齢者は持ち家率が高く、住み慣れた自宅や地域で長く過ごしたいという意思を持つ人が約半数いることも判明している。これらの結果から、今後は、誰もが認知症になりうるという認識のもと、たとえ認知症になっても、住み慣れた場所で、本人や介護者が孤独や障壁を感じる事のない地域社会づくりが求められているといえる。

また、人的負担だけでなく、認知症有病者増加に伴う社会的コストに関する研究結果も出ている。認知症有病者の増加に伴う社会的コストについて、「2014年度（平成26年度）厚生労働科学研究費補助金（認知症対策総合研究事業）」の研究結果として報告された佐渡充洋慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室専任講師らの報告書によると、2014年の日本における認知症の社会的コストは14.5兆円（内訳として、医療費が1.9兆円、介護費が6.4兆円、家族等によるインフォーマルケアコストが6.2兆円）であったが、2060年には、24兆2,630億円に達し、2014年のおよそ1.6倍以上になると推計されている<sup>3</sup>。なお、ここでいうインフォーマルケアとは、家族等近親者が無償で実施する介護のことを指す。

### 第2節 新オレンジプランと認知症施策推進大綱

#### 1 これまでの認知症施策経緯

2004年、厚生労働省の検討会において、正式に「痴呆症」から「認知症」へと名前が改められたことを契機に、同省は翌年「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」の構想をスタートさせた。本構想では、2014年までに『認知症を理解し、支援する人（サポータ

<sup>1</sup> [https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1\\_1\\_1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1_1_1.html)

<sup>2</sup> [https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/gaiyou/s1\\_2\\_3.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/gaiyou/s1_2_3.html)

<sup>3</sup> [http://kompas.hosp.keio.ac.jp/sp/contents/medical\\_info/science/201610.html](http://kompas.hosp.keio.ac.jp/sp/contents/medical_info/science/201610.html)

一) が地域に数多く存在し、全ての街が認知症になっても安心して暮らせる地域になっている』ことを目標として、「認知症サポーター100万人キャラバン」が掲げられ、各市町村において認知症サポーターの養成事業が展開されることとなった。認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことを指し、地域住民、当該地域で勤務する金融機関や商店の従業員、児童生徒などが受講している<sup>4</sup>。

2010年には、同省内に「認知症施策検討プロジェクトチーム」が設置された。このプロジェクトチームでは、過去の認知症施策を振り返り、今後目指すべき基本目標とその実現のための認知症施策の方向性が検討され、2012年6月、新たな認知症施策方針である「今後の認知症施策の方向性について」が公表された。さらに同年9月、本方針を元にして策定されたのが「認知症施策推進5か年計画（以下、オレンジプラン）」である。オレンジプランでは、2013年度から2017年度までの5年間の計画で、次の7つの視点による取組が掲げられた。

オレンジプランにおける7つの視点 <sup>5</sup>
① 標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）
② 早期診断・早期対応
③ 地域での生活を支える医療サービスの構築
④ 地域での生活を支える介護サービスの構築
⑤ 地域での日常生活・家族の支援の強化
⑥ 若年性認知症施策の強化
⑦ 医療・介護サービスを担う人材の育成

また、本計画において初めて「認知症カフェ」の普及が進められることとなった。認知症カフェとは、元々はオランダで始まったアルツハイマーカフェがモデルとなって日本に導入されたものであり、『認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場』として定義され、本人の居場所づくりや家族の支援を含めた社会参加の場として活用されている。なお、認知症カフェの運営主体は、市町村のほか、各市町村に設置された地域包括支援センター、医療介護施設、NPO、個人のボランティアなど多岐にわたってい

<sup>4</sup> <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089508.html>

<sup>5</sup> <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j8dh-att/2r9852000002j8ey.pdf>

る。厚生労働省によると、2016 年度実績で、47 全ての都道府県の 1,029 市町村で 4,267 のカフェが運営されている<sup>6</sup>。

## 2 新オレンジプランから認知症施策推進大綱まで

オレンジプラン策定後、日本政府は、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年までに、オレンジプランでの基本的な考え方を踏襲しつつ、更に施策を推進することを目指して、2015 年 1 月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等の優しい地域づくりに向けて～」(以下、新オレンジプラン)を策定した。本戦略は、2012 年策定のオレンジプランの改訂版として公表されたものであるが、初めて関係 12 府省庁(厚生労働省、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)で策定した国家戦略となった。本戦略の策定趣旨として、政府は「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」としており、以下の⑦のとおり、認知症の人やその家族の視点に立つことをより重視している。その他、⑤認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくり、⑥認知症の予防法を含めた研究開発が明記され、環境整備の拡充に向け関係省庁が動き出すこととなった。

新オレンジプランの 7 つの柱 <sup>7</sup>
① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
③ 若年性認知症施策の強化
④ 認知症の人の介護者への支援
⑤ 認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進
⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

そして、2019 年 6 月、政府は認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱<sup>8</sup>」を公表した。本大綱の基本的な考え方は、これまでの認知症施策においても重

<sup>6</sup><https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/health/dai5/siryoku6.pdf>

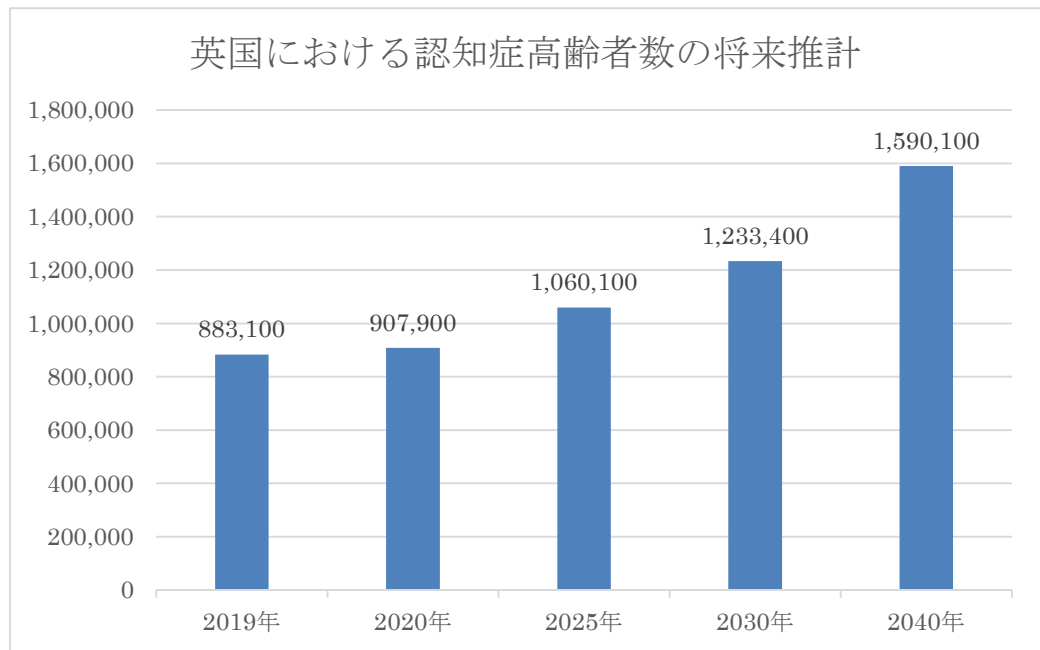
<sup>7</sup> [https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/01\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/01_1.pdf)

<sup>8</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf>



視された「認知症の人や家族の視点」をさらに重視しながら、今後は「共生」と「予防」の2つを施策を「車の両輪」として推進していくものである。ここで着目すべきは、これまで重視された認知症との共生以外に、「予防」という視点が追加された点であり、言葉の定義として「『認知症にならない』という意味ではなく、『認知症になるのを遅らせる』『認知症になっても進行を緩やかにする』という注釈が加えられている。予防の具体的な施策では、市町村のスポーツ教室や、地域の公民館や公園等において住民主体で行う活動「通いの場」の拡充など、介護や認知症予防に資する活動の推進を挙げている。

認知症施策推進大綱で重視する5つの柱
① 普及啓発・本人発信支援
② 予防
③ 医療・ケア・介護サービスへの支援
④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
⑤ 研究開発・産業促進・国際展開



## 第2章 英国の高齢社会と認知症対策

### 第1節 認知症高齢者を取り巻く現状

日本同様、英国においても高齢化と認知症の問題は深刻である。英国国家統計局<sup>9</sup>によると、2018年時点<sup>10</sup>で英国における65歳以上の高齢者の割合は、人口の18.3%であった。この数値は、2038年には約24.2%になると予測されており、高齢化が加速している。また、英国のチャリティ団体である英国アルツハイマー協会が委託した、London School of Economics and Political Science(以下、LSE)内の政策評価機関 Care Policy and Evaluation Centre (以下、CPEC) による最新の報告書によると、65歳以上の認知症高齢者数は、2019年時点で約88万3千人であり、2040年には約160万人に上るとされた(図1参照)。また、高齢者人口における認知症有病者の割合は、2019年時点で約7.1%(約14人に1人)と推定されている。

図1 CPEC 報告書 (Projections of older people with dementia and costs of dementia care in the United Kingdom, 2019–2040) <sup>11</sup>より筆者作成

また、同報告書によると、英国における認知症に対するコストについては、2019年時点で347億ポンド(内訳として、医療費49億ポンド、介護費用157億ポンド、インフォーマルケア費用139億円、その他研究等費用1.8億ポンド)であり、2040年までには全体と

<sup>9</sup><https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/articles/overviewoftheukpopulation/august2019>

<sup>10</sup> 2018年中間推計値による

<sup>11</sup>[https://www.alzheimers.org.uk/sites/default/files/2019-11/cpec\\_report\\_november\\_2019.pdf](https://www.alzheimers.org.uk/sites/default/files/2019-11/cpec_report_november_2019.pdf)

して 942 億ポンド（医療費 125 億ポンド、介護費用 454 億ポンド、インフォーマルケア費用 357 億ポンド、その他 6.3 億ポンド）に到達するとされている。約 20 年間で総額が 2.7 倍と、日本の増加率を上回るが、この理由の 1 つとして、認知症有病者数の増加とともに重度の認知症割合も高まり、インフォーマルケアでは賄いきれずに施設に入る人が増え、結果として介護費用が高つくことを挙げている。

英国の保健医療サービスと福祉にあたるソーシャルケアサービスにおける財源は、そのほとんどが税収による。ただし、保健医療については国営の NHS があり、NHS の病院や GP (General Practitioner、かかりつけ医) などの公的医療機関<sup>12</sup>において原則無料で画一的なサービスを受けられる。一方、ソーシャルケアサービスに関しては、日本のような介護保険制度は存在せず、行政による資力調査（ミーンズテスト）の結果によって自己負担が発生する。この点において、特に英国での福祉サービスは、自己負担を避ける利用者も多いことが背景にあり、結果としてインフォーマルケアに依存しているケースが多いといえる。

そして、英国における福祉政策の 1 つの転換点として、1990 年 6 月に成立した国民保健サービス及びコミュニティケア法（NHS and Community Care Act）がある。

コミュニティケア法では、これまで自治体がニーズ判定からサービス提供までを一貫して行っていたのに対し、自治体の福祉サービスにおける「オーガナイザー」としての役割が強調され、自治体のソーシャルサービス部内で「購入者」と「提供者」に分離された。これにより、購入者は、サービス利用者のニーズを評価し、民間、ボランタリーセクター<sup>13</sup>の提供するサービスを積極的に購入する責任を負うこととなった<sup>14</sup>。この成立には、当時

のサッチャー保守党政権が「小さな政府」を目指した民営化政策を進め、公共支出の削減を図っていたことが背景にあり、自治体にソーシャルケアサービスの質とコストを総合的に考慮して外部から購入することを求めていったという背景がある。

---

<sup>12</sup> NHS は、1948 年に創設されてからこれまでに何度も制度改正や組織改編が行われており、非常に複雑化している。なお、NHS の病院は、運営形態のみならず、病院ごとに扱う治療分野も異なる場合がある。

<sup>13</sup> ボランタリーセクターの明確な定義はないが、一般的にチャリティ団体はボランタリーセクターにおける 1 つの分類とされてきた。ただし、現在のジョンソン保守党政権下における方針によれば、チャリティ団体は、社会的企業(Social enterprise)とともにソーシャルセクターに位置付けられている。<https://www.gov.uk/government/publications/civil-society-strategy-building-a-future-that-works-for-everyone/3-the-social-sector-supporting-charities-and-social-enterprises>

<sup>14</sup>（自治体国際化協会 クレアレポート No123 September 27, 1996, pp. 3 - 4）  
[http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/pdf/123-1.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/123-1.pdf)

## 第2節 英国の認知症国家戦略と認知症フレンズ

### 1 英国における認知症国家戦略の歴史

英国における認知症施策の始まりは、2009年の「認知症国家戦略（Living well with dementia: A National Dementia Strategy）<sup>15</sup>」が発表されたことに始まる。2014年までの5ヶ年戦略であり、この戦略では、認知症を持つ人とその介護者の生活の質を改善するため、以下の3つの理念を設定した。

2009年認知症国家戦略の基本理念
① 医療福祉に従事する専門家、一般市民双方に対し、認知症に関する正しい理解を普及させること（認知度の向上）
② 早期診断を行い、認知症本人とその家族や介護者に対して適切な支援と治療を行うこと（早期診断と介入）
③ 刻々と変化する多様なニーズを満たすため、幅広いサービスを展開すること（質の高いケアの提供）

また、上記3つの理念を基に17の目標が設定された。そのうち14番目の目標「認知症に関する共同コミッショニング戦略」に関連した添付資料（図2）においては、早期診断とケアを受けるためのガイドラインが掲示されている。具体的には、GP（＝プライマリケア）や自治体のソーシャルケアからの紹介に基づいた早期診断により、専門サービス（＝スペシャリストケア）を受診することが可能となり、さらに地域コミュニティにおける専門サービス、ソーシャルケア、ボランティアセクター等による共同支援へ移行するという認知症ケアに関する基本的な流れが示された。

<sup>15</sup>[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/168220/dh\\_094051.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/168220/dh_094051.pdf)

Figure 1: Care pathway summarising the three themes of the National Dementia Strategy and the commissioning challenges

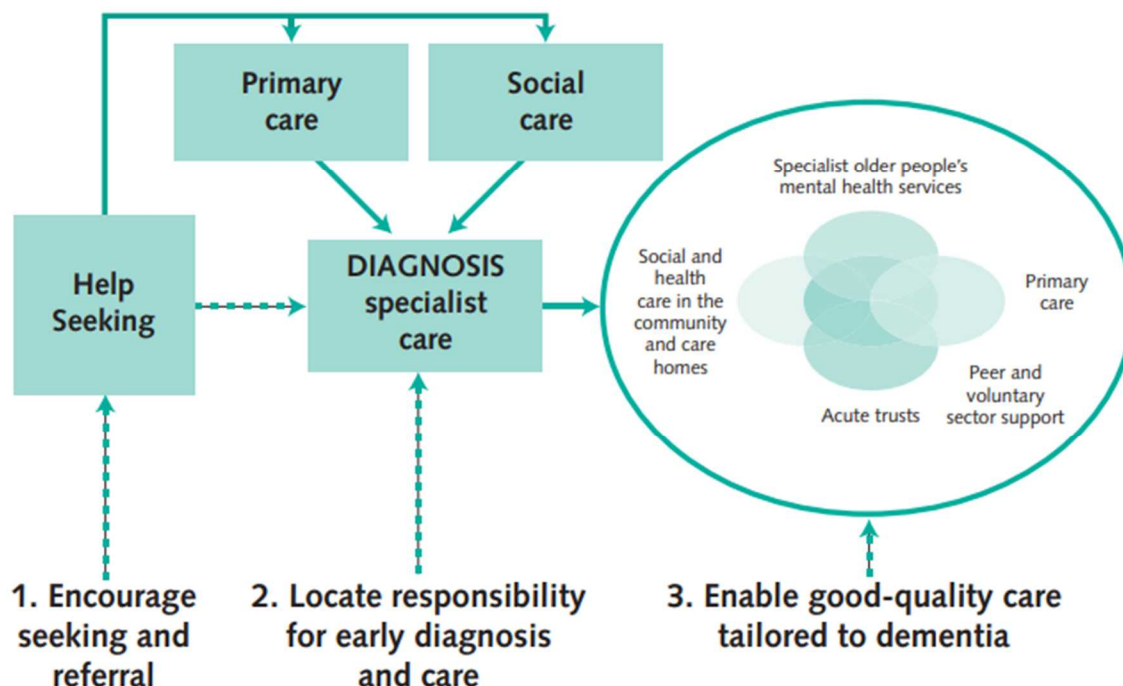


図2 国家戦略 Living well with dementia: A National Dementia Strategy Annex 1 より引用  
ボランティアセクターは地域コミュニティにおける一つの重要な支援主体として位置づけられた (図中右下)

最初の戦略が策定された後、保守党・自由民主党連立政権のかじ取りを担っていたキャメロン首相は、2012年、「首相の認知症への挑戦（Prime Minister's Challenge on Dementia）」を発表し、2015年を成果達成の期限とした戦略の中で3つの主要分野を設定した<sup>16</sup>。

2012年首相の認知症への挑戦の主要分野
① 健康とケアの改善を促進する
② 支援方法を理解する認知症に優しい地域づくり (Dementia Friendly Communities)
③ 質の高い研究調査

<sup>16</sup>[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/215101/dh\\_133176.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/215101/dh_133176.pdf)

## 2 首相の認知症への挑戦 2020 (Prime Minister's Challenge on Dementia2020)

本戦略の達成期限であった 2015 年 2 月には、改訂版の 5 ヶ年計画として「首相の認知症への挑戦 2020 (Prime Minister's Challenge on Dementia2020)」を策定した。英国政府は、2012 年時から 3 年間の成果を次のように評価している<sup>17</sup>。

「これまで以上に多くの人々が認知症の診断を受けられるようになり、100 万人以上が認知症フレンズ<sup>18</sup> (詳細は後述) の講習を受講し、認知症の人を適切に支援するために 40 万人以上の NHS のスタッフと 10 万人以上のソーシャルケア部門の職員が教育されてきた。そして、研究分野における私たちの取組みは世界をリードし、認知症への研究費が倍増するだけでなく、主要な研究とインフラの整備も行われてきた。現在、我が国は毎年 6 千万ポンドの費用を捻出している。」

そして、現在も運用されている「首相の認知症への挑戦 2020」実施計画<sup>19</sup>においては、5 つの優先事項を設定している。

2015 年「首相の認知症への挑戦 2020」における 5 つの優先事項
① 認知症対策で世界をリードし続ける役割を担う
② 高齢にともなう認知症へのリスクを低減させること
③ 医療と介護の質を高めること
④ 地域における認知度を高め、認知症に優しい地域づくりを行うこと
⑤ 研究開発を推し進めること

④では、認知症フレンズを 2020 年までに 400 万人まで増員させることを目標とするほか、認知症に優しい企業 (Dementia Friendly Businesses) になるためのガイドラインに沿って試行的な運用を行うこととした。一例として、政府と英国アルツハイマー協会は、特定規模以上の企業に対し、認知症フレンズを従業員の研修プログラムに組み入れるよう奨励し、職場内外で認知症に関するボランティア活動に従事できるような機会の提供がなされることなどが想定される。

また、⑤においては、本戦略において新たに認知症研究所 (Dementia Research Institute、以下 DRI) が設置されることとなった。この研究所には 1 億 5 千万ポンドの資金が投入され、世界中の専門家を集めて認知症治療に関する最先端の研究開発が行われ、認知症研究を専門とする多くの大規模チャリティ団体が関与するとされている。

<sup>17</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/prime-ministers-challenge-on-dementia-2020/prime-ministers-challenge-on-dementia-2020#executive-summary>

<sup>18</sup> アルツハイマー教会が地域コミュニティの認知症有病者を支援する制度として展開する事業。

<sup>19</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/507981/PM\\_Dementia-main\\_acc.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/507981/PM_Dementia-main_acc.pdf)

日英の認知症国家戦略を単純に比較することは容易ではないが、認知症施策における理念や主要課題で比較した場合、高齢化率や認知症有病率では日本が先行しているものの、「普及啓発」、「予防」、「本人と介護者への適切な支援」、「地域づくり」、「研究開発」等、双方においておおよそその共通項があることがわかる。

### 3 認知症フレンズ

認知症フレンズは、英国アルツハイマー協会による認知症の理解を深めてもらうための啓発事業である。英国アルツハイマー協会は、1979年に設立された英国最大規模の認知症を専門とした登録チャリティ団体（詳細は第3章を参照）であり、地域における認知症に対する精神的・身体的支援、啓発活動、資金調達のみならず、学術機関との世界レベルの研究開発も行う。英国全体で約 2,600 人の有給スタッフと約 10,000 人のボランティアが登録している<sup>20</sup>。

認知症フレンズは、日本の認知症サポーター制度の英国版であり、「認知症フレンズチャンピオン」と呼ばれる認知症フレンズの中でさらに特別な講習を受けたボランティアから 60 分間の講習（Information Sessions）を受けることで認定を受ける。なお、対面講習だけでなく、オンライン上の学習ビデオを閲覧し、そのまま認定を受けることも可能である。2020年1月の時点の認知症フレンズの数は、約 325 万人である。ただし、英国外に在住する者は登録することができない。

なお、本事業は英国の国家戦略の優先課題である、認知症に優しい地域づくりを推進するため主要事業の1つであるため、英国アルツハイマー協会は、英国政府（内閣府と保健省）から助成を受けて英国全土における政策でイニシアチブをとっている<sup>21</sup>。

---

<sup>20</sup> <https://www.alzheimers.org.uk/about-us/working-us/get-to-know-our-teams>

<sup>21</sup> [https://www.dementiafriends.org.uk/WEBAboutPage#.XlbFXD\\_7SUk](https://www.dementiafriends.org.uk/WEBAboutPage#.XlbFXD_7SUk)

### 第3章 英国におけるチャリティ団体

#### 第1節 チャリティ団体の設立

##### 1 チャリティ委員会への登録義務

チャリティ団体は、英国におけるボランティア活動の中心的役割を担っており、大規模チャリティにみられるような後述の「登録チャリティ団体」は、現行の2011年チャリティ法（Charities Act 2011）により規定されている。

もともと、イギリスにおけるチャリティの起源は古く、1601年には公益ユース法（the Charitable Uses Act 1601）の前文によって、チャリティ団体の定義（公益とみなされるための目的）が規定されたといわれている。そして、1853年公益信託法（Charitable Trusts Act 1853）により、大臣を長としない政府と独立した行政機関としてチャリティ委員会（Charity Commission）が設置され、法人格の有無に関わらず、申請団体の公益性を審査し登録認定を行うとともに、監督や規制権限を行使する組織が誕生した。なお、本レポートで説明する2011年チャリティ法は、イングランドおよびウェールズで適用されるものであることから、チャリティ委員会の管轄範囲もイングランドとウェールズにとどまり、スコットランドと北アイルランドでは、別の法律と監督機関が存在する<sup>22</sup>。

チャリティ法の規定によれば、いかなるチャリティ団体も、チャリティ委員会への登録を要求されない例外的な場合を除き、必ず登録申請を行う義務がある。その申請が認定された場合、当該チャリティ団体は、「登録チャリティ団体(Registered Charity)」と呼ばれる。なお、例外要件は以下のとおりである。

2011年チャリティ法第30条2項（例外的に登録が要求されない場合） <sup>23</sup>	
(a) 登録免除チャリティ	1853年～1939年の公益信託法（Charitable Trust Act）に基づき存在するチャリティ、またはチャリティ委員会以外の公的機関が管轄するチャリティ
(b) 登録除外チャリティ	総収入が年間100,000ポンドを超えず、チャリティ委員会の命令により登録を除外されているチャリティ
(c) 登録除外チャリティ	総収入が年間100,000ポンドを超えず、国務大臣の規定により、登録を除外されているチャリティ
(d) 小規模チャリティ	総収入が年間5,000ポンドを超えないチャリティ

<sup>22</sup> ただし、登録時に規模は問われない。そのため大規模チャリティは英国内のそれぞれの地域に存在する法制度に基づき登録する必要がある。

<sup>23</sup> <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/25/section/30#commentary-key-832099cd4b3dab1d052f08b2ec21ef57>



(a)の登録免除チャリティはチャリティ法において限定列挙されており、具体例は、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、ロンドン大学などの高等教育機関、または大英博物館、国立歴史博物館などの文化施設である。

## 2 チャリティ団体の設立手順

チャリティ法では、設立にあたり「チャリティ団体は、『公益増進 (Public benefit) 』のための目的を持たなければならない」とし、チャリティ団体の設立目的を規定している。

その目的は、貧困削減、教育振興、宗教振興、健康増進、救助、コミュニティ開発、美術・学術振興、アマチュアスポーツ振興、人権擁護、宗教および人種の調和、環境保護、動物福祉、軍隊・警察・消防・救急サービスの効率性の向上である。なお、チャリティ団体になるにあたっては、チャリティ法を遵守しなければならず、個人の利益享受や特定の政治活動は禁止されている。

また、チャリティ団体の種別は、主に、公益法人 (Charitable incorporated organization (CIO))、保証有限会社 (Charitable company (limited by guarantee))、社団 (Unincorporated association)、トラスト (Trust) の4つに分けられ、いずれかの形態で運営を行う必要がある。チャリティ委員会では、設立手順については次のとおりガイドラインを示している<sup>24</sup>。

チャリティ団体の設立手順
① チャリティ団体設立の必要性の確認
② 設立資格の有無の確認
③ 理事の決定
④ チャリティ団体の運営形態の決定
⑤ 名称の決定
⑥ チャリティ団体の設立目的の決定
⑦ 団体規約の作成
⑧ 公益増進に資するかどうかの確認
⑨ チャリティ委員会に登録

登録申請後チャリティ委員会の連絡を受けるまでは、申請件数次第では最大で 45 日程度かかるとされており、申請内容によって、さらに追加資料や照会を受けることがあるとしている<sup>25</sup>。

<sup>24</sup> <https://www.gov.uk/set-up-a-charity>

<sup>25</sup> <https://www.gov.uk/guidance/how-to-register-your-charity-cc21b#history>

### 3 チャリティ団体の現状

チャリティ委員会によると、2018年10月時点で、イングランドとウェールズにおける登録チャリティ団体数は16万団体を越え、2011年以降は比較的安定して増加傾向である。また、総収入が年間1,000万ポンドを超える大規模チャリティの数は1,200団体を越え、2017年時点で、全体の総収入約750億ポンドに占める大規模チャリティの総収入は約470億ポンドであり、全体の約6割を占める。（図3・4参照）

大規模チャリティが、英国各地または世界的に活躍し、ダイナミックな研究や活動を行う一方で、団体総数に占める総収入10万ポンド以下の団体の割合は7割（12万団体）を超えており、地域に根差した活動を行う小規模チャリティが英国における草の根活動を支えているともいえる。

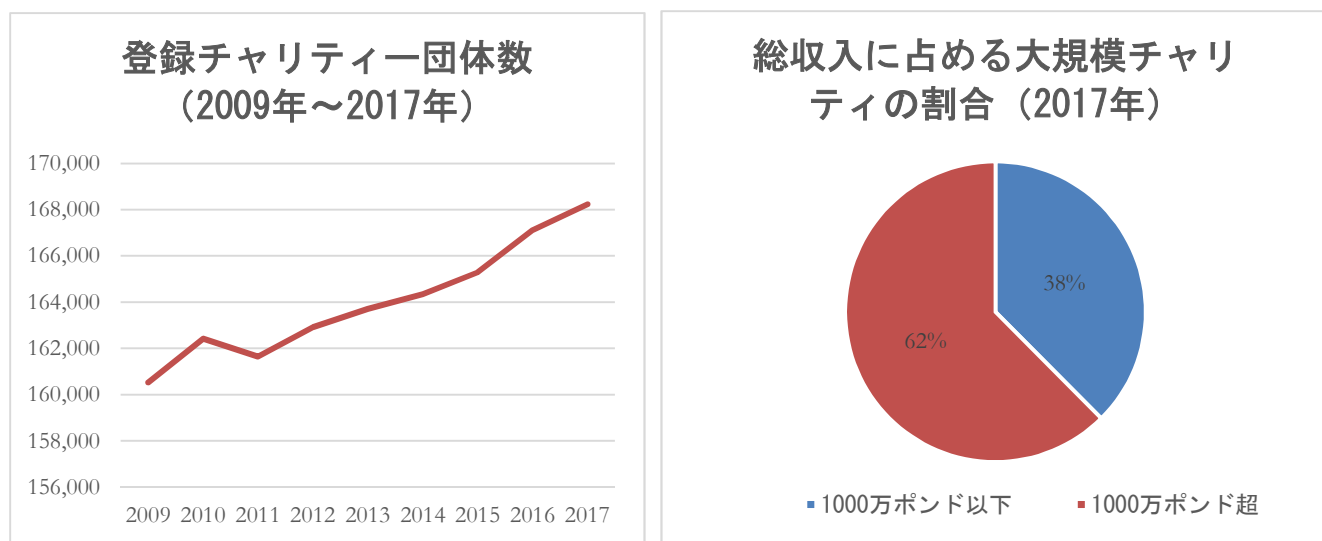


図3（左） 図4（右） チャリティ委員会ホームページ<sup>26</sup>より筆者作成

## 第2節 日本との制度比較

登録チャリティ団体を規制監督するチャリティ委員会は、どの省庁にも属さない独立の政府機関であり、委員会の職員の身分も公務員となる。また、チャリティ委員会は英国議会に対する説明責任を負っており、自らの活動実績に関する報告書を直接議会に提出する。

一方、日本においては、広義の非営利法人とした場合、さまざまな法令に基づく制度が存在している。

まず、公益法人制度では、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて民間の有識者を構成員とした内閣府内に公益認定等委員会が設置されている。公益法人となろうとするものは、担当行政庁である内閣府または都道府県の認定を受ける必要があり、行政庁が認定を行う場合には、諮問機関である公益認定等委員会又は都道府県の合議制機関から答申を受ける<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/charity-register-statistics/charity-register-statistics-for-previous-years-charity-commission>

<sup>27</sup> [https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/20190515\\_Pamphlet.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20190515_Pamphlet.pdf)

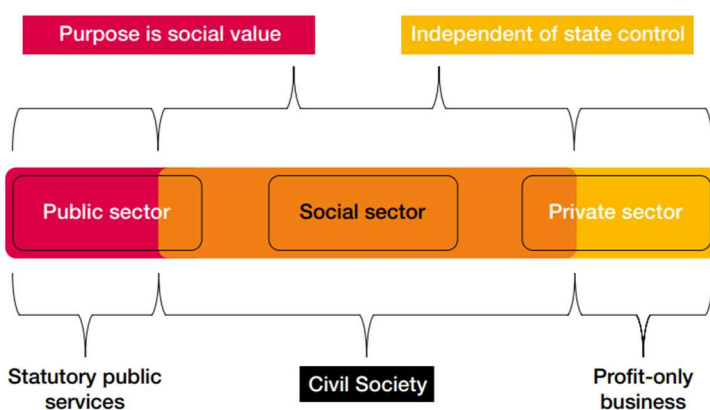
次に、NPO 法人（特定非営利活動法人、以下 NPO 法人）制度は、「ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として」、1998 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法」により創設された制度である。NPO 法人になるためには、所轄庁（都道府県または政令指定都市）における審査を経て認証を受ける必要がある<sup>28</sup>。

さらに日本の宗教法人、医療法人、学校法人等についてはそれぞれに異なる根拠法が存在し、所管する行政庁も異なる。英国においては、宗教法人、社会福祉法人、学校法人に相当する非営利組織もチャリティ法の下で広義の「チャリティ団体」として存在する。また、登録時に法人格の有無を問わない点も大きく異なっている<sup>29</sup>。

これらの点において、チャリティ委員会は組織としての独立性を維持し、また設立手続きに関して統一性があるといえるが、上述のとおり、チャリティ団体の定義は日本に比べかなり広義にわたっている。

### 第3節 市民社会戦略（Civil Society Strategy）の策定

2018 年 8 月、英国政府は、政策文書「市民社会戦略（Civil Society Strategy）」を発表した<sup>30</sup>。これはメディア・文化・スポーツ省における市民社会局（Office of Social Society）が中心となって策定したものであり、政府が社会における部門間の協働を加速させ、「市民社会（Civil Society）」を育てることで、全ての人にとって豊かな生活と公正な社会を目指すことを理念としている。なお、「市民社会」の定義として「政府の関与とは独立して、『社会的価値（Social Value）』を生み出すことを目的に活動する個人や組織のことを指す」とし、その主な対象をボランティア個人やチャリティ団体・社会的企業（＝ソーシャルセクター）としつつ、協働すべき活動によっては一部民間部門や公共部門も含むとした。政府が目指す市民社会のイメージは、図 5・6 のとおりである。



<sup>28</sup> [https://www.cao.go.jp/others/koeki\\_npo/koeki\\_npo\\_seido.html](https://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_seido.html)

<sup>29</sup> [https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/20130801\\_kokusai\\_hikaku.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20130801_kokusai_hikaku.pdf)

<sup>30</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/732765/Civil\\_Society\\_Strategy\\_-\\_building\\_a\\_future\\_that\\_works\\_for\\_everyone.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/732765/Civil_Society_Strategy_-_building_a_future_that_works_for_everyone.pdf)

図5 市民社会を示す概要図（左）

図6 社会的価値（ピンクの線）でつながる市民社会（右）（共に英国政府市民社会戦略より引用）

約 120 ページにわたる本戦略においては、この「社会的価値」を生み出す5つの基盤として、「人」、「場所」、「ソーシャルセクター」、「民間部門」、「公的部門」ごとに章立てされ、それぞれの役割と政府の支援方針が詳細に述べられている。

本戦略は、2012年公共サービス（社会的価値）法（Public Services (Social Value) Act2012<sup>31</sup>）により、「イングランドとウェールズの地方自治体を含む公共団体に対し、公共サービスを外部組織に委託する場合、その準備段階で、それが地域での社会的価値及び環境面での改善につながるかどうかを検討すること」が義務付けられたことが背景にある<sup>32</sup>。本法令は、自治体等がソーシャルセクターの果たす役割を検討することを義務づけたものであるが、「社会的価値」の定義づけが行われていないこと、公共事業の調達に関する法的枠組みを変えるものではなく、あくまで「検討」の義務付けにとどまっている。したがって、調達時の社会的価値の解釈・判断は、あくまで自治体等の運用にゆだねられているのが現状である。

新たに策定されたこの市民社会戦略においては、自治体等の公共部門だけでなく、個人、ソーシャルセクター、民間部門を含む全ての部門において、社会的価値の創出を目的とした役割と、パートナーシップの在り方を示したものであるといえる。

---

<sup>31</sup>[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/690780/Commissioner\\_Guidance\\_V3.8.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/690780/Commissioner_Guidance_V3.8.pdf)

<sup>32</sup> 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック（2013年2月）  
[https://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_feb\\_01.pdf](https://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_feb_01.pdf)

## 第4章 「認知症に優しい地域づくり」に向けたパートナーシップ

### 第1節 認知症行動同盟 (Dementia Action Alliance<sup>33</sup>) について

イングランドでは、認知症に優しい地域づくりに向けて、認知症行動同盟 (Dementia Action Alliance) と呼ばれる多業種によるパートナーシップ形成の動きが広がっている。認知症行動同盟は、英国で初めて認知症国家戦略が作成された翌年の 2010 年、主要な行動計画である「認知症国家宣言」が発出され、多くの団体が署名することによって設立された。認知症国家宣言は、主語を「私たち (We)」とすることで、認知症の人とその介護者を社会の中心に置き、彼らの生活を改善するとともに、認知症によって彼らが不当な扱いを受けてはならないことを改めて認識させる役割を持っている。

参加メンバーは、認知症に関する専門サービスを提供する自治体、NHS や医師会等職能団体、地域のチャリティ団体だけでなく、消防・救助サービス、公共施設、シンクタンク、事業者等、多業種にわたっている。またこの連盟には、国レベルの同盟「National Dementia Action Alliance」と地域コミュニティレベルの同盟「Local Dementia Action Alliance」の2階層が存在しており、2019年12月時点で、国レベルのメンバーは110団体、地域コミュニティレベルで350団体存在している。認知症行動同盟のホームページにおいては、新規メンバーの団体概要に加え、その団体が属する地域同盟のアクションプラン、ベストプラクティスとしての実践例が共有されている。

### 第2節 ケーススタディ (ノース・ヨークシャーの事例)

#### 1 地理的背景

ノース・ヨークシャーは、イングランド北東部に広がる地域であり、自治体としてはノース・ヨークシャー・カウンティ・カウンシル(North Yorkshire County Council、以下NYCC)と呼ばれる。NYCCは、非大都市圏のカウンティ(二層制エリアの県レベルにあたる広域自治体)であり<sup>34</sup>、イングランドで最大規模を誇る。人口は2016年時点で約60万人、NYCCが管轄するディストリクト・カウンシル(二層制エリアの市町村にあたる基礎自治体)は、7つある。英国国家統計局の統計データに基づくNYCCの公表資料によると、当該地域では、ここ数年、移民流入による人口増加が見られるものの、高齢化が進んでおり、65歳以上の割合は2011年の20.7%から2015年には23.3%へと上昇している<sup>35</sup>。

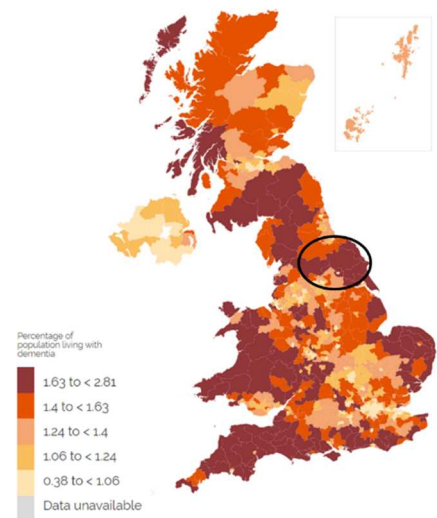


図7 議会選挙区ごとの人口に占める認知症有病者の割合を色別で示したもの。色が濃くなるほど割合が高く、黒く囲んだ箇所がNYCCの管轄エリアである。(アルツハイマーリサーチ UK の公表データより筆者作成)

<sup>33</sup> <https://www.dementiaaction.org.uk/>

<sup>34</sup> 自治体国際化協会「英国の地方自治(概要版)2018年改訂版第2章第1節(地方自治体の種別構成と機能) [http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2018\\_LON\\_2.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2018_LON_2.pdf)

<sup>35</sup> <https://www.datanorthyorkshire.org/JSNA/articles/population-in-north-yorkshire/>

また、認知症の調査研究を専門とする登録チャリティ団体、アルツハイマーリサーチ UK (Alzheimer's Research UK) が作成した、英国国内の人口に占める認知症有病者の分布図<sup>36</sup>によると、NYCC の管轄地域であるイングランド北東部は、認知症有病者の割合が相対的に高いことがわかっている。(図 7) なお、アルツハイマーリサーチ UK によると、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドを含めた英国全土の人口に占める認知症有病者の割合は、1.33%である。

## 2 自治体における高齢者福祉サービス

2019年12月、NYCC のソーシャルケアサービス部を訪問し、管轄地域における高齢者福祉サービスの概要とチャリティ団体の活用事例についてお話を伺った。

2014年に制定されたケア法 (Care Act 2014) <sup>37</sup>第1条により、地方自治体は、個人の福祉 (Well-being) を促進する義務があるとされ、さらに第10条では、支援を必要とする対象として介護者<sup>38</sup>を定め、そのニーズ評価を実施しなければならないと定めている。なお、2014年のケア法においては介護者の権利が強化され、従来は「恒常的に相当程度のケアを行っている」介護者がニーズ評価を申請することができたが、2014年ケア法では、介護者が行っているケアの程度やケアを受けている高齢者等が認定を受けているかどうかに関係なく、あくまで介護者の状況に着目してニーズ評価を行う義務を自治体に課している<sup>39</sup>。

また、英国の自治体におけるソーシャルケアサービスにおいては、高齢者に対するサービスは成人を含む福祉サービス「アダルトソーシャルケア (adult social care)」の中に組み込まれている。したがって、当該部門では、認知症だけでなく、孤独や社会的孤立、自己肯定感の喪失、身体・学習障害などを抱えた人、そしてその介護者まで幅広く対象としたものである。2018/2019 会計年度の NYCC の全体予算は、約 1,049.9 百万ポンドであり、保健・成人福祉サービス (Health and Adult Services) の総費用は約 246.1 百万ポンドである<sup>40</sup>。

そのサービスの流れは次のとおりである。(図 8)

---

<sup>36</sup> <https://www.dementiastatistics.org/statistics/dementia-maps/>

<sup>37</sup> <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/23/section/1/enacted>

<sup>38</sup> 契約により介護を行う者、ボランティア活動で介護を行う者はアセスメント対象から除外されている。

<sup>39</sup> 英国における高齢者ケア政策 明石書店 井上恒男 2016 p.126

<sup>40</sup> [NYCC explaining our budget \(6\).pdf](#)

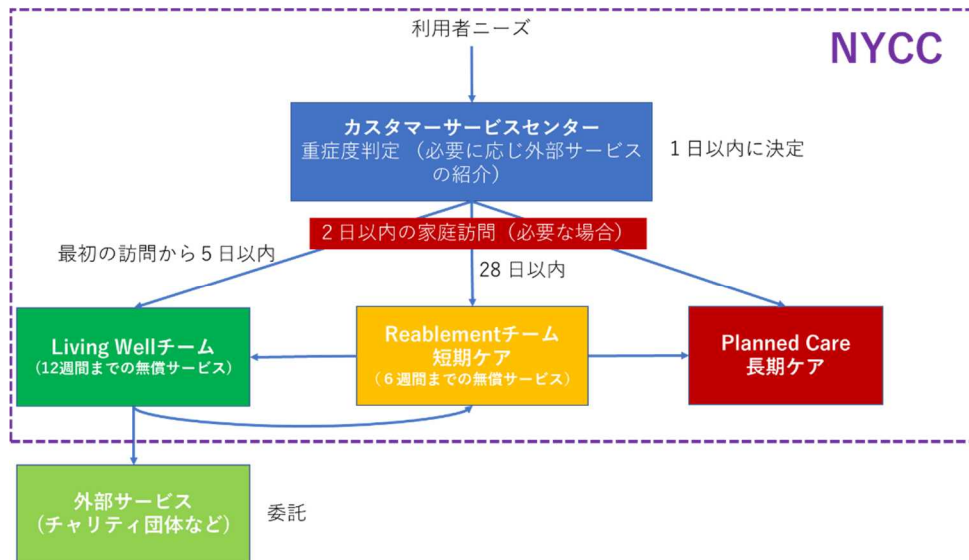


図8 カウンティ・カウンシルへの聞き取りにより筆者作成

利用者のニーズの把握は、24 時間体制のカスタマーサービスセンターにて一括管理される。なお、本人の同意があれば、医師、家族・友人、隣人等からの電話も可としている。

問い合わせ後、必要であれば2 業務日以内に家庭訪問によるカウンセリングを行い、状況や進行の度合いに応じて「リビング・ウェル (Living Well) チーム」、「リエイブルメント (Reablement) チーム」、「長期ケアチーム (Planned Care)」の各チームに振り分けされる。また、公的サービスの優先的な利用の観点から、この時点で認知症や高齢者を専門とするチャリティ団体 (英国アルツハイマー協会、Age UK など) 等他のサービスを紹介する場合もある。

リビング・ウェルチームでは、家族を亡くすなど何かのきっかけで孤独を感じている人、社会的に孤立している人、現時点で NYCC のサポートを得られていない人などを主な対象とし、対象者の興味関心や、なりたい自分の姿、不安を抱えている内容等をコーディネーターが面談で確認し、個別に支援計画を作成する。定期訪問で話し相手となることで安心感を与え、状況に応じて地域の活動への参加を促したり、納税や手当の受給に関する事務的な支援を行ったりすることもある。12 週間までの無償ケアサービスを提供する。

リエイブルメントチームでは、「Re-ablement (=自立した生活に向けた回復)」という考え方を採用しており、例として、退院直後の人が在宅でケアを受けたい場合に、自立した生活に向けて身体的、精神的援助など6 週間の集中的な無償ケアサービスを提供している。具体的な支援としては、退院後短期間での自立を目指し、階段の上り下りを実施したり、家事をしたりするときの機能補助として介護用品の紹介や設置、またはコミュニティ活動への「再統合」に向けた訪問支援などを行う。

無償ケアサービスの終了後、さらに長期的な支援が必要であると判断される場合は、さらにカウンセリングを行い、主に施設入所による支援である長期ケアチームに引き継がれる。有償サービスにおける資力調査については、2019年12月時点では、23,250ポンド相当を超える資産がある場合に、サービスの費用が全額自己負担となる。

また、NYCCでは、ノース・ヨークシャー全域で活動する登録チャリティ団体 **Dementia Forward** へ認知症支援サービス業務の一部を委託している。**Dementia Forward** では、認知症に関するアドバイザー役として利用者の不安や悩みを聞くヘルプライン業務や、認知症支援団体の各種窓口を紹介するサインポスティング業務等を行っている。当該業務の委託にあたっては、希望するチャリティ団体やボランティア組織向けに NYCC 担当者で直接話す機会を設け、ミスマッチを防いでいる。契約期間は双方の協議によって決めることが可能であるが、2019年から10年間は **Dementia Forward** へ委託することとしている<sup>41</sup>。

リビング・ウェルチームのコーディネーターであるキャサリン・バクソンドル氏は、自治体のソーシャルケアサービスへの需要の高まりとニーズの多様化により、常に自治体が財源と資源不足で厳しい状況におかれている中、チャリティ団体を活用することで利用者にとっても選択肢が増えるのは望ましいと考える一方、資金不足によるサービスの低下や、ガバナンスの不安定さなども懸念されることから、チャリティ団体への長期的な依存には課題もあると述べている。なお、ケア法（Care Act2014）が施行された2015年4月の本格的なサービス開始から、部門全体で約10,000の案件を対応したとのことであった。

### 3 公的機関とチャリティ団体の連携事例

NHS と地域コミュニティとの連携事例を調査するため、NHS 総合病院であるフライアーエージ病院（Friarage Hospital）を訪問した。この病院は、NYCC が管轄する7つの基礎自治体のうち、ハンプルトン・ディストリクト・カウンシル（Hambleton District Council）にあるノーサラートン（Northallerton）地区に所在しており、サウス・ティーズ・ホスピタル・NHS ファウンデーション・トラスト<sup>42</sup>により運営



写真1 TEWVによるメンタルヘルスサービス

<sup>41</sup><https://procontract.due-north.com/ContractsRegister/ViewContractDetails?contractId=ed0fd1ec-81ba-e811-80ee-005056b64545>

<sup>42</sup> NHS ファウンデーション・トラストとは、2004年以降、独立採算制の公営企業体である NHS トラスト制度を更に発展させ、人事、運営に関する保健省の関与を廃止し、地域住民等により選出された役員等による自主的な運営を認めたものである。（厚生労働省 海外情勢報告）<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/13/dl/15.pdf>



されている。なお、ハムルトン・ディストリクト・カウンシルの人口は 2016 年時点で約 9 万人<sup>43</sup>、ノーサラトン地区は約 1 万 9 千人<sup>44</sup>である。

視察したのは、同じくこのエリアを管轄する NHS メンタルヘルス専門病院であるティーズ・エスク・ウィアー・バレーズ NHS ファウンデーショントラスト (Tees, Esk and Wear Valleys NHS Foundation Trust、以下 TEWV) の病院スタッフが実施するメモリー・ロス・グループ (Memory Loss Group) というサービスである。なお、フライアーエージ病院自体は、メンタルヘルスサービスは提供しておらず、TEWV がフライアーエージ病院内で間借りをし、TEWV のスタッフを置いている。

メモリー・ロス・グループとは、最近認知症と診断された本人とその介護者が、NHS スタッフから認知症に関する概要説明を聞き、さらに自身が暮らす地域の各種チャリティ団体等の支援活動を知る場である。これは、精神科医、精神科看護師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士等、多職種チームにより構成された NHS のメモリーサービス<sup>45</sup>の一環として行われている。メモリー・ロス・グループは、認知症に関する正しい知識を提供するだけでなく、すでに各団体のサービスを受けている認知症経験者や各団体の窓口となる担当者をつなげることで、地域の中で包括的な支援を受けられるという安心感を与え、当事者と介護者の双方に対して今後のケアにおける道しるべを示す (サインポスティングする) 役割を持っている。

見学当日は、すでに各種サービスを利用している高齢者 1 名とその介護者 (配偶者)、最近新たに認知症と診断された 4 名の高齢者とその介護者 (全て配偶者)、NHS スタッフ (作業療法士、看護師、認知症調査研究担当)、各種チャリティ団体、消防・救急サービスからの担当者が出席した。

最初に、TEWV の作業療法士 Clare Jones 氏から認知症に関する概要説明が行われ、誰もが認知症になりうること、認知症になった人が日常生活において難しく感じること、または避けた方が良く、認知症の種類、介護者の負担を減らす重要性等について、参加者



写真 2 高齢者支援を行う各団体のリーフレット

したがって、現状ではトラストとファウンデーション・トラストが併存し、それぞれ運営する病院の専門分野や管轄地域が異なる。

<sup>43</sup><https://hub.datanorthyorkshire.org/dataset/d6df00228d40409aa3ccdbad9ee6744d/resource/46d7d92b-cd5f-49be-af9d-443134eef104/download/age-structure-change-2011-2016-by-district.pdf>

<sup>44</sup> <https://hub.datanorthyorkshire.org/dataset/d6df0022-8d40-409a-a3cc-dbad9ee6744d/resource/bf17c052-d563-4a00-b4b4-6031d5520fd0/download/town2016.pdf>

<sup>45</sup>メモリーサービスは、英国の認知症国家戦略の中で認知症の早期の診断と支援の地域拠点として政策上位置付けられ、高齢人口 (65 歳人口) 約 4 万人に 1 カ所程度の割合で設置されている。(厚生労働省 2012 年度 (平成 24 年度) 認知症国家戦略の国際動向とそれに基づくサービスモデルの国際比較研究報告書)

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/topics/dl/130705-2/2-38-2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/topics/dl/130705-2/2-38-2.pdf)

への質問形式で進められた。参加者たちは、過去の著名人も認知症であったという事実に驚き、また、運転ができなくなったことが一番辛かったと語る認知症経験者に対し共感を示していた。

次に、各団体の活動紹介では、リーフレットが出席者の手元に配付され、登録チャリティ団体の **Dementia Forward**<sup>46</sup>、英国アルツハイマー協会、消防・救急サービス、**Carers Centre**（インフォーマルケアを行う介護者支援の団体）の紹介がなされ、最後は参加者同士の交流の時間が設けられた。当該セッションで説明のあった消防・救急サービスの「認知症フレンズ<sup>47</sup>」活用事例について、担当者のアリソン・ダウン氏にさらに詳しく話を伺ったので、以下紹介する。

ダウン氏は、ノース・ヨークシャー消防・救急サービス（**North Yorkshire Fire and Rescue Services**）所属の地域安全担当官（**Community Safety Officer**）であり、ノース・ヨークシャー内の基礎自治体リッチモンドシャー・ディストリクト・カウンシル（**Richmondshire District Council**）エリアにおける個別訪問や巡回を通じて、家の中、道路、洪水に関する防災を指導・推進している。また、ノース・ヨークシャー消防・救急サービスは、地域の認知症行動同盟であるリッチモンドシャー認知症行動同盟（**Richmondshire Dementia Action Alliance**）のメンバーにもなっており、域内の関係団体と連携し、認知症に関する啓発活動や消防・救急サービスの役割についてのプレゼンテーションも行っている。

リッチモンドシャー認知症行動同盟は、自治体を中心として 2016 年に形成され、参加メンバーの個別アクションプランとして「リッチモンドシャーを管轄する消防・救急サービスの職員を全員『認知症フレンズ』にする」ことを掲げた。対象となる職員は、特に住民と直接関わる業務を行う職員（消防隊員を除く）であったが、その第 1 号となったのがダウン氏である。2017 年には、域内の合同講習において、既存の職員がすべて認知症フレンズとなった。

その後、2018 年にノース・ヨークシャー消防・救急サービスと英国アルツハイマー協会が「認知症に優しい地域づくりに向けた憲章（**Dementia Friendly Charter**）」に署名した<sup>48</sup>ことで、認知症フレンズの活動はさらに加速し、消防隊員の訓練時に英国アルツハイマー協会スタッフが消防署へ来所し、彼らへの認定講習も実施された。

ダウン氏によると、認知症を持つ人の自宅訪問時には、ガスの取り扱い（電気への代替検討）やセンサー付き通報装置の設置等のほか、その人の状況に応じたオーダーメイドの助言や指導を行うことが多く、可能な限り家族や友人の同席もお願いしているという。また、認知症フレンズとして正しい知識を備えることで、接し方を学び、訪問対象者に少しでも安心感を与える狙いもあるとのことであった。

<sup>46</sup> 詳細は第 4 章第 2 節「2 自治体における高齢者福祉サービス」参照。

<sup>47</sup> 英国アルツハイマー協会による事業。詳細は第 2 章第 2 節「3 認知症フレンズ」参照。

<sup>48</sup> <https://www.northyorksfire.gov.uk/news-events/pressreleases/dementiafriendly>

#### 4 地域のチャリティ団体の活動事例

同じくノーサラートン地区にあるチャリティ団体の活動を2例紹介する。ノーサラートンの目抜き通りから一本静かな通りに入った場所にある **The Living Rooms** は、2019年12月に正式にサービスを開始した登録チャリティ団体である。地域のキリスト教会組織である「**One Northallerton**」がこの地域の優先プロジェクトとして支援し、孤独感、うつ病、ストレス、依存症などの問題を抱える人、またはどこか安全な場所を必要とする人が、気軽に立ち寄れるような場所を提供することを目的としている。



写真3 The Living Rooms のリビング

最初の団体理事は、域内の教会管理者から選ばれており、団体の資金源は、多くの個人からの寄付に加えて、域内の教会、チャリティ団体、自治体、管区の警察・犯罪コミッショナーから助成を受けている。助成の割合は60%が教会から、残り40%が行政、チャリティ団体、その他である。

**The Living Rooms** は、自治体や警察のほか、地域のチャリティ団体、病院関係者とも連携している。例として、食糧の緊急支援を行う登録チャリティ団体 **Hambleton Foodshare**、メンタルヘルスに問題を抱える人へ教会内のスペースを提供する登録チャリティ団体 **Renew Wellbeing**、そして **NHS** のメンタルヘルスチームなどである<sup>49</sup>。したがって、**The Living Rooms** は、悩みを抱えた人の安らぎの場所であるとともに、他の地域活動への展開を促すコミュニティスペースとしての役割が期待されている。2019年12月の開所イベントには、ハンブルトン・ディストリクト・カウンシルの議長も出席し、関係者全員に感謝の意を示すとともに、地域の幸福度（**Wellbeing**）向上への貴重な貢献として、当該チャリティ団体のイニシアチブを歓迎した<sup>50</sup>。

**The Living Rooms** では、1階が一般に開放され、2階が事務所として使用されている。1階には、ダイニングスペースやリビングスペースのほか、静かな個室（**Quiet space**：写真4）も設置されており、宗教的な理由またはその他必要とする人に広く使用される。室内のほぼすべての家具は、地域のコミュニティや店舗から寄付されたものである。

2019年12月訪問時は、50人のボランティアを抱え、1日に5人から6人が週に4日、10時から13時までの体制で活動している。活動内容は、ボードゲーム、工芸、編み物、料理教室、コーヒーや紅茶の提供などである。なお、目印として、スタッフは全員、メンタルヘルスの啓発推進を意味する緑のリボンを着用している。



写真4 The Living Rooms の Quiet Space

<sup>49</sup> 実際に、**Hambleton Foodshare** は、**The Living Rooms** を活動拠点としている。

<sup>50</sup> [https://www.hambleton.gov.uk/news/article/1225/official\\_opening\\_of\\_charity\\_house](https://www.hambleton.gov.uk/news/article/1225/official_opening_of_charity_house)

The Living Rooms は、教会と関連するチャリティ団体であるが、特定の宗教への勧誘などは一切しておらず、実際に、年齢や宗教などバックグラウンドを問わず対応するようボランティアにも研修を実施している。そのため、ボランティアからは、誰でも気軽に利用してほしいという言葉が添えられた。The Living Rooms のモットーは、「It is OK not to be OK」 (=大丈夫でなくてもよい) であり、訪問者がありのままの状態でも過ごせる空間を目指している。

次に、ノーサラートン地区にある Secret Garden を視察した。Secret Garden は、2015 年から登録免除チャリティ団体の教会<sup>51</sup>の敷地内（庭）で活動しているワーキンググループである。メンタルヘルスに問題がある人や学習障害、悩みを抱えている人などが自然に触れながら社会参加できる場所を提供する。Secret Garden の敷地は、元々荒れた空き地であり、夜間に薬物が使用されるような場所であったため、教会が用途を考えていた際に、コミュニティガーデンを開きたいという思いがあった管理者のリズ・スティアン氏へ提供したのがきっかけである。

スティアン氏は、この地域の GP として勤務していたが、その後引退しこの活動を始めた。GP 勤務当時の様子と Secret Garden への思いを次のように語っている。

「認知症の人に限らず、私が診察した多くの人が孤独を感じたり、意味や目的を失ったりしていました。介護者も疲れ果てており、認知症を持ちながら生活する人たちは目的がなく不満を感じていました。『医者こそが薬だ』という言葉があります。私は、医師と患者の良好な関係を保つこと、その中で時間をともに過ごすこと、継続的に励まし続けることは全て治癒プロセスの一部であると思っています。その意味で、たった 10 分間の診察だけでは十分ではありませんでした。長い間、人、自然、時間の組み合わせが不思議な力を生み、苦しんでいる人々にそのような安全な空間を提供することを私は夢見ていました。これこそが、私にとって、総合的な意味での GP でした。」



写真5 リズ・スティアン氏

Secret Garden の活動は、月曜～木曜の 14 時から一緒にガーデニングをしたあと、教会で紅茶を飲みながら交流をする。その他季節ごとのイベントの開催、寄付を募るため植物を販売する等である。育てた果物や野菜を必要に応じてボランティアやその家族、または上述の Hambleton Food share といった地域のチャリティ団体へ提供している。

<sup>51</sup> United Reformed Church を母体とする Zion URC Church。United Reformed Church は登録免除チャリティとして登録と年次報告を免除されている。

<https://www.gov.uk/government/publications/excepted-charities/excepted-charities--2>

管理者のスティアン夫妻を中心に、現在のボランティアは12名から14名であるが、メンバーの登録制はとっていない。ガーデニングだけでなく、何かを壊したり、新しく作ったりすることが好きな人、好奇心がある人を見つけてボランティアへの参加を促している。これまでに認知症を持つ人が3名参加したが、特別なニーズも持った人をサポートできる体制は不十分であると感じているとのことであった。ただし、NYCCにおいては、ボランティア組織を対象とした、ガーデニング、安全衛生、応急処置等にかかる無料講座を受けることが可能である。参加者のうち、1、2名は介護者とともに参加しており、一番若い人で学習障害を持つ20代、最高齢は80代であった。

資金源は、教会のほか、王立園芸学会 (Royal Horticultural Society) をはじめとする他のチャリティ団体、地元のパブ等から助成を受けている。さらに、地域の就学前児童の団体が週に2回庭遊びで利用し、寄付が行われる。これまで約10,000ポンドの費用を支出したが、その他工具、木材、植物など、ほとんどが寄付によって賄われているため、資金繰りはあまり課題ではないとのことであった。



写真6 参加者が手入れする庭

当初は緩やかなつながりで活動を始め、意図的に公的機関や GP には知らせないでいたものの、口コミの効果は大きく、元同僚の間で広まっていったという。例えば、NHS のメンタルヘルスチームやサポートワーカーが自身の患者に Secret Garden が必要だと感じれば紹介し、その逆のパターンとして、作業中に何かの異変に気づいたときは、すぐに担当者につながりこともある。現在の広報活動は、週に1度目抜き通りで開催されるマーケットで呼び込みを行うほか、YouTube や Facebook を活用している。

ノーサートン地区にあるチャリティ団体は、個人や事業者による寄付も頻繁に行われ、管理者同士も随時情報共有を行うなど、小規模な街ならではの特性を活かしたネットワークを形成している。一方、課題としては、需要に対するボランティア数が不足していることや、ボランティアが適切な知識を持ち合わせていないといった声が聞かれた。

## 第5章 「スポーティング・メモリーズ」の活動事例

### 1 コンセプト

本章では、スポーツのレガシーを活用した高齢者認知症対策を行うチャリティ団体とその関連組織を紹介する。2013年設立のスポーティング・メモリーズ・ファウンデーション(The Sporting Memories Foundation、以下 SMF) は、スポーツに関連する「回想」活動を通じて、認知症、うつ病、孤独を抱える高齢者に対し、本人の精神的、身体的な幸福(=生活の質)を高めることを目的として、イングランド、ウェールズ、スコットランドで展開する登録チャリティ団体である<sup>52</sup>。また、2011年に設立されたコミュニティ利益会社(Community Interest Company、以下 CIC)としての「スポーティング・メモリーズ・ネットワーク(Sporting Memories Network、以下 SMN)」は、SMFに関連して事業を実施しているが、CICはチャリティ団体の資格を持たない<sup>53</sup>。チャリティ委員会によると、SMFの2019年3月末時点の収入規模は、年間103,700ポンドである。

SMF及びSMN(以下、スポーティング・メモリーズ)は、各地域における交流活動から、サッカーをはじめとする有名スポーツ選手、各種施設・企業・団体等と連携した大規模事業、また、ボランティアの育成にも力を入れている。なお、スポーティング・メモリーズは、その活動理念と認知症高齢者に対する革新的なアプローチ方法が認められ、2014年には、認知症に優しい先進事例を実施したボランティア組織として、英国における最優秀イニシアチブ(Best National Dementia Friendly Initiative<sup>54</sup>)にも選ばれている。

### 2 サンドハーストクラブの事例(地域交流活動)

イングランド南東部サンドハースト(Sandhurst)町で行われた SMF の活動を視察した。サンドハーストは、一層性自治体であるブラックネル・フォレスト・ユニタリー・オーソリティー(Bracknell Forest Unitary Authority)にある人口約2万人の町である<sup>55</sup>。

クラブの運営費は、チャリティ団体の出資者からの支援金で賄っている<sup>56</sup>。サンドハーストクラブは、週1回の開催で、スポーティング・メモリーズの担当スタッフが統括としてスケジュール管理と備品の準備を行い、ボランティアが当日のファシリテーションと参

<sup>52</sup> イングランド・ウェールズでは2013年に登録、スコットランドでは2017年にそれぞれ登録されている。

<sup>53</sup> CICは社会的企業の1つとして創設された新しい法人制度であり、企業登記局(Companies House)への登記が必要となる。なお、チャリティ団体がCICを子会社として設立することは認められている。<https://www.gov.uk/set-up-a-social-enterprise>  
<https://ogs.charitycommission.gov.uk/g711a001.aspx>

<sup>54</sup> <https://www.pointsoflight.gov.uk/sporting-memories/>

<sup>55</sup> <http://www.sandhurst.gov.uk/sospecial.html>

<sup>56</sup> ボランティアスタッフにより茶菓子が提供されるため、参加者による少額の負担を依頼している。

加者のサポート役となる体制をとっている。スタッフとボランティア間で定期的に活動のフィードバックを行い、クラブ運営の改善を図っている。

当日のボランティアは7名（男性5名、女性2名）、参加者は軽度の認知症を持つ人を含め、男性8名であり、年齢は70代から90代までであった。当日の活動内容の概要は以下のとおりである。

### 第一部) テーマに関する発表と単語ゲーム

- 名前を書いたシールを貼り、簡単な自己紹介を行う（認知症の人のことを配慮し、念のため毎回行うこととしている）
- 発表テーマである「1964年東京オリンピック」について、昔の有名サッカー選手のサインが入ったボールを隣に受け渡す形で、個々の思い出を共有する。
- ファシリテーター役のボランティアは、事前にテーマに関する情報（時代背景、英国人メダリスト、当時流行した音楽等）を持参し、参加者全員に情報共有を行う。
- 発表のルールとして、必ずしもテーマに沿った話である必要はなく、本人が話したくなければ無理して話さなくても良い。ただし、1人が話し始めたら、止めずに耳を傾けるようファシリテーターが促す。
- 発表が終わった人は、ボールを隣の人に渡す前に、アルファベットを1文字発表する。「ハングマン（吊るされた男）」と呼ばれる、単語を当てるゲームがホワイトボードにおいて同時進行しており、参加者が発表したアルファベットが答えの単語に含まれていなければ、1筆ずつハングマンの一部分がホワイトボードに書き足され、ハングマンの絵が出来上がるとゲームオーバーになる。
- 発表者が当時を振り返りやすいように、参加者の手元には過去に活躍した英国人スポーツ選手の写真が置かれていた。
- 1人ずつ発表が終わると、ハングマンゲームの答えとなる単語を当てるよう促され、参加者は思い思いに発言する。（当日は、答えとなった往年の有名ゴルファーについて、さらに新しい話題が展開された。）



写真7 トピックについて解説するボランティア

### 第二部) スポーツに関するクイズ

- ボランティアも参加していくつかのグループに分ける。
- 各グループは、ファシリテーターが読み上げるクイズの回答を手元の用紙に書き込み、その後答え合わせを行う。

- クイズと同時進行で、あるサッカー選手がヘディングをしている時の写真（ボールを消した状態の加工写真）のコピーが机の上に置かれ、どの位置にボールが飛んでいるか、グループ内で予想して位置を記入し、答え合わせを行う。
- 茶菓子が提供され、第一部と比較してよりリラックスした雰囲気で行われた。



写真8 ボール位置を予想する参加者

### 第三部) 体を動かすアクティビティ

- 全体を4チームにわけて2種類のアクティビティを交互に行う。
- 10本のピンボーリング（柔らかいボールと壁に緩衝材を置くなどして工夫する）
- ボッチャ<sup>57</sup>（前方シート上に書かれた数字をめがけてボールを転がし、点数を競いあう）
- ゲーム終了後、チームごとに得点が合計される。活動終了前に、次回のテーマが発表された。

活動内容に関して印象的であったことは、様々なアクティビティが同時進行で行われ、参加者に常に何かを考えるきっかけを提供していたことである。例として、第1部では、個人発表の間にハングマンの単語当てゲームを展開し、第2部では、クイズの最中にボールの位置を予想する別のアクティビティを取り入れていた。英国においては、フリーペーパーや日刊紙にクロスワードが掲載されており、普段から電車やカフェで解いている人を見かけることも多く、単語を当てるゲームについては、多くの参加者が関心を示していた。



写真9 アクティビティを楽しむ参加者

なお、サンドハーストクラブのボランティアは、最初に参加するまでに全員が認知症に関する研修を受講しており、そのうち、1名が救命救急講習を受けていた。事務局スタッフの John Dyer 氏によると、参加者によっては、ケアワーカーの付き添いが必要で、町内のケアワーカーに協力依頼をすることもあるという。ボランティアはケアワーカーの代替とはならず、あくまでクラブ活動のファシリテーター役と環境づくりに従事しているとのことであった。

<sup>57</sup> ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目である。

[http://www.boccia.gr.jp/index\\_london\\_2012\\_boccia-history.html](http://www.boccia.gr.jp/index_london_2012_boccia-history.html)



また、サンドハーストクラブは、地域コミュニティの病院、高齢者関係施設、スポーツクラブ、宗教団体、図書館・博物館等とも連携をとっており、活動場所として町内の教会を無料で使用できるのもその1つの例である。

### 3 第一回全国大会

2019年9月、マンチェスターにおけるスポーティング・メモリーズ<sup>58</sup>の第1回全国会議に出席した。主催者発表によると、当日の参加者は、保健医療部門、地方自治体、介護施設、住宅関係団体、学術研究者、スポーツ・レジャー団体、その他ボランティア組織、スポーティング・メモリーズの各種プログラムに関心のある人など、約100名が参加した<sup>59</sup>。また、スピーカーとして、マンチェスター大学老齢精神科教授兼 NHS イングランド認知症・高齢者臨床医長、UK Sport 開発連携事業担当者、認知症である配偶者のインフォーマルケアを行う介護者、スポーティング・メモリーズが自身の活動の調査研究を委託するリーズ・ベケット大学の教授、認知症専門の訪問看護師「アドミラル・ナース」を認定する登録チャリティ団体のディメンシア UK<sup>60</sup>、そしてスポーティング・メモリーズの創設者の1人であるトニー・ジェームソン・アレン氏らが登壇した。各スピーカーからは、認知症対策として、国家政策を含むメンタルヘルス分野、スポーツ開発分野、調査研究分野、介護・看護分野等あらゆる見地からの最新情報の提供や、経験に基づくそれらへの考察がなされた。

スポーティング・メモリーズの共同設立者トニー・ジェームソン・アレン氏からは、当該団体の実績と新しい事業が説明された。政府機関からの助成実績では、草の根スポーツの政府系統括機関 Sport England が健康的な高齢者を増やす目的で2016年10月に設立した Active Ageing Fund から、482,826ポンドの助成を受けている<sup>61</sup>。また、今後の展開として、2019年からは、Sport Wales、ウェールズ政府、Public Health Wales<sup>62</sup>が2018年10月に設立した Healthy and Active Fund から、400,000ポンドの助成を受け、認知症、うつ病、孤独の軽減に向けた草の根交流事業の展開を行っていくとのことであった<sup>63</sup>。



写真10 トニー・ジェームソン・アレン氏の発表

<sup>58</sup> SMF および SMN のことを指す。

<sup>59</sup> <https://www.sportingmemoriesnetwork.com/fit-for-the-future-conference-report>

<sup>60</sup> <https://www.dementiauk.org/get-support/admiral-nursing/>

<sup>61</sup> <https://sportengland-production-files.s3.eu-west-2.amazonaws.com/s3fs-public/active-ageing-fund-full-list-of-projects.pdf>

<sup>62</sup> NHS ウェールズを母体とするウェールズの国立公衆衛生局。

<sup>63</sup> <https://www.sportingmemoriesnetwork.com/sporting-memories-comes-to-wales>

#### 4 ロンドンオリンピックのレガシー

チャリティ団体としての SMF は、スポーツを通して世代を団結させることを目指すスピリット・オブ・ザ・ゲーム (Spirit of the Games) プロジェクトを創設した。このプロジェクトは、2012 年のロンドンオリンピックから着想を得て、スポーツを通じて若者たちが高齢者と関われるような交流活動を展開するものである。Spirit of the Games は、ロンドン大会のレガシーを今後に残していくために設立された登録チャリティ団体スピリット・オブ・2012 トラスト (Spirit of 2012 Trust) の支援と、英国国営くじ基金から助成を受けている<sup>64</sup>。

具体的な活動内容は、例えば、児童生徒が家族や身の回りにいる高齢者に「これまでで一番思い出に残るスポーツに関するエピソードは？」と質問しながら、聞きとったことを絵やポスターで表現したり、地域のアマチュアラグビーチームのクラブハウスに往年のメンバーを集め、学生たちが彼らにインタビューしながら地域のレガシーについて学ぶ機会を与えるとともに、世代間交流を目的としたラグビーの記念試合を開催したりしている。

これらの活動に関する必要なガイドラインや様式等は、希望する学校や団体等へツールキットとして提供できるようにしている。さらに児童生徒及び学生たちが作成したものや録音したもの、または写真等を会員用のウェブサイトへアップロードすることもできる。

---

<sup>64</sup> <http://spiritofthegames.co.uk/index.php/the-spirit-of-the-games/>

おわりに

日本と英国は、ともに高齢化を迎え、今後さらに認知症有病者の増加が懸念されている。そのような中、両国の認知症国家戦略では「認知症に優しい地域づくりを目指す」という共通した理念があり、国を挙げて取り組むべき重要な課題の1つとしてとらえられている。

英国のチャリティ団体は、認知症国家戦略の「認知症フレンズ」に代表される国家的プロジェクトや地域に根差した交流活動にいたるまで、認知症施策において幅広くイニシアチブをとっているといえる。

本レポートで取り上げたノース・ヨークシャーでの取材では、「認知症当事者とその介護者」を中心に据え、公的団体とチャリティ団体が連携し、介護者も認知症当事者と同等のケアが受けられるような体制が整えられている。また、スポーティング・メモリーズの事例は、スポーツや地域のレガシーを通じた地域交流を認知症対策へ上手く活かした事例であり、オリンピック・パラリンピック 2020 年東京大会を迎える日本にとっても、注目すべき取組ではないだろうか。

そして、これらの事例から、認知症においては、いかに多くの組織や住民を巻き込みながら、継続的に予防と軽減の対策を行うことができるかが大切なポイントであることが改めて実感できた。

世界で最も高齢化が進む日本においても、認知症対策は、国家レベル・地域レベル双方で積極的に展開されているところであるが、本レポートにおける英国チャリティ団体の活動と連携事例が、少しでも今後の日本の自治体の参考となれば幸いである。

最後に、取材させていただいた次の方々をはじめ、本著の執筆にあたりご協力いただいた全ての皆様に深く御礼を申し上げたい。

ノース・ヨークシャー・カウンティ・カウンシル キャサリン・バクソンドル氏  
ティーズ・エスク・ウィアー・バレーズ NHS ファンデーショントラスト

クレア・ジョーンズ氏

ノース・ヨークシャー消防・救急サービス

アリソン・ダウン氏

The Living Rooms

レイチェル・パロット氏

Secret Garden

リズ・スティアン氏

スポーティング・メモリーズ

トニー・ジェームソン・アレン氏

ジョン・ダイヤー氏

## 参考資料

- ・ 内閣府高齢社会白書  
<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>
- ・ 慶応義塾大学病院医療・健康情報サイト  
[http://kompas.hosp.keio.ac.jp/sp/contents/medical\\_info/science/201610.html](http://kompas.hosp.keio.ac.jp/sp/contents/medical_info/science/201610.html)
- ・ 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 内閣府  
<https://www.cao.go.jp/>
- ・ 公益法人 information  
<https://www.koeki-info.go.jp/>
- ・ 英国国家統計局  
<https://www.ons.gov.uk/>
- ・ 英国アルツハイマー協会  
<https://www.alzheimers.org.uk/>
- ・ 認知症フレンズ  
[https://www.dementiafriends.org.uk/WEBAboutPage#.XlbFXD\\_7SUK](https://www.dementiafriends.org.uk/WEBAboutPage#.XlbFXD_7SUK)
- ・ アルツハイマーリサーチ UK  
<https://www.alzheimersresearchuk.org/>
- ・ 英国政府  
<https://www.gov.uk/>
- ・ 認知症行動同盟 (Dementia Action Alliance)  
<https://www.dementiaaction.org.uk/>
- ・ 英国ナショナル・アーカイブ法令検索  
<http://www.legislation.gov.uk/>
- ・ ノース・ヨークシャー・カウンティ・カウンシル  
<https://www.northyorks.gov.uk/>
- ・ ハンブルトン・ディストリクト・カウンシル  
<https://www.hambleton.gov.uk/>
- ・ サンドハースト・タウン・カウンシル  
<http://www.sandhurst.gov.uk/>
- ・ 社会福祉法人 日本ユニバーサルボッチャ連盟  
<http://www.boccia.gr.jp/>
- ・ スポーティング・メモリーズ  
<https://www.sportingmemoriesnetwork.com/>
- ・ Spirit of the Games  
<http://spiritofthegames.co.uk/>

- ・ディメンシア UK

<https://www.dementiauk.org/>

- ・英国ポイント・オブ・ライト財団

<https://www.pointsoflight.gov.uk/>

- ・「イギリスの認知症国家戦略」 同時代社 小磯明 2017
- ・「英国チャリティその変容と日本への示唆」 光文堂（公財）公益法人協会編 2015
- ・「英国における高齢者ケア政策」 明石書店 井上恒男 2016
- ・Living well in North Yorkshire（ノース・ヨークシャー・カウンティ・カウンシル ソーシャルケアサービス部発行パンフレット）

**【執筆者】**

一般財団法人自治体国際化協会 ロンドン事務所 所長補佐 田島 祥子